

2020 年 4 月 1 日
(更新版)

教職員各位

中部学院大学・中部学院大学短期大学部
新型コロナウイルス感染症対策本部会議

中部学院大学・中部学院大学短期大学部 授業等の実施方針について(更新版)
(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止に向けて)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19) (以下「感染症」と表記)の拡大防止に向けては、学生・教職員の安全と健康を最優先事項とし、本学の授業等に関する取扱を下記に定める。

【授業の実施について】

前期授業は、感染症拡大防止に必要な措置を最大限に講じた上で開講する。なお、授業開始日は、当初計画を変更し、4月15日(水)とする。

- (1) 前期学年歴は、当初計画の通りとし、授業開始の延期による対応(補講等)は、後日、決定する。
- (2) 授業時間中は常時、窓・出入口等を開放(換気)し、風の通り道を作る。
- (3) 学生を密集(手の届く距離に多くの人がいる)させないため、教室内の座席間隔を空ける他、受講者を2グループに分割する等、感染症拡大防止に必要な措置を講ずる(学生食堂等での飲食時も含む)
- (4) 近距離での会話や発声を行わせないため、授業は教員による講義を中心とした進行とし、グループディスカッション等は極力、行わない。
なお、演習科目・学内実習科目では、さらに座席間隔や学生の立ち位置を空ける等の措置を講ずる。なお、前期前半(5月末まで)は講義中心の授業を進行し、前期後半(6月以降)に演習や実技等に取り組む等、各授業科目の特性に応じた措置を講ずる。
- (5) 学外実習(インターンシップ含む)等は、実習先施設・医療機関との調整の上、様々な工夫を図った上で取り組む。
- (6) 感染又は感染が疑われるため自宅待機となる学生に対しては、学生メールや学生ポータル「LMS」機能等を活用した教育指導やレポート課題を課すなど配慮する他、必要に応じて補講を行う。
- (7) 全ての学生に対して、毎日、体温測定の結果を記録(WEB 又は記録用紙)させる。
また、キャンパス内で体温測定(非接触型を複数台用意)が行える環境を整備する。

- (8) 倦怠感・咳・のどの痛みなど、風邪の症状がある学生の登校を禁止する。この場合、公認欠席として扱い、欠席による学習上の支障が軽減されるように配慮する。
- (9) 学生・保護者からの相談・報告窓口を一本化するため「感染症対策部(仮称)」の設置する(詳細は調整中)。

【整備状況の集約】

- (1) 全ての授業を対象として、「授業実施チェックシート」(4/1 配布)を参考に感染症の防止に向けた環境の整備に努める。
- (2) 上記の整備状況を学科で集約し、必要な措置が講じられているか確認する。整備状況は学科専門科目にあっては所属学科長を通して新型コロナウイルス感染症対策本部会議(以下「対策会議」と表記)に提出する。なお、共通科目の内、非常勤教員科目は教務部長を通して対策会議に報告する。
- (3) 上記の整備状況の報告(提出)は、2020年4月6日(月)12:00を期限とする。

【教職員の遵守事項】

- (1) 教職員は、授業・学生指導の際にマスクを必ず着用する。また、手洗い、咳エチケット等の感染症防止の徹底に努める。なお、非常勤教員についても同様の協力をお願いする。※学生に対しては、手洗い・咳エチケットの徹底を指導する。
- (2) 全ての教職員に対して、毎日、体温測定結果の記録(WEB 又は記録用紙)を求める。また、キャンパス内で体温測定(非接触型を複数台用意)が行える環境を整備する。なお、非常勤教員についても同様の協力をお願いする。
- (3) 発熱等の軽度の風邪症状が見られる場合は、自宅で安静・療養とする。なお、本取扱は、非常勤教員についても同様とする。

教職員用 体調管理チェック票

QRコード



毎日、専用サイトにアクセスし、ご自身の体温等を入力してください。専用サイトの他、「記入用紙」も使用できます。※グループウェアよりダウンロード可能。
(4月2日[木]以降、必ず毎日入力してください)

※学生用と教職員用は別サイト

【特別措置が講じられない授業科目について】

- (1) 授業の形態・目的・教室環境等により、本方針に示した措置・対応が講じられない授業科目は、授業開始を延期する。
- (2) 授業開始を延期する科目は、延期の間、履修者への学習指導やレポート課題の設定等を行う。この場合において学生ポータル「LMS 機能」や動画配信(通信教育部のシステムを利用)により講義等の連絡・指導を行うよう努める。
- (3) 授業開始を延期する科目は、必要に応じて補講期間や夏季休業期間に補講(集中講義を含む)を実施する。

【その他】

- (1) 学生食堂・学生ホールは、席数の限定や時間指定等の措置を講じた上で、営業する。なお、学内コンビニエンスストアや売店についても必要な対策を講じた上で営業する。
- (2) 学生食堂等が混雑する可能性を踏まえ、両キャンパスに「開放教室」を設け、昼食時に利用させる。
- (3) 上記「開放教室」以外の一般教室においては学生の飲食を禁ずる。ただし、水分補給が必要な場合は、この限りでは無い。
- (4) 教職員(非常勤教員を含む)は、学生食堂・学生ホールが混雑する可能性を踏まえ、昼食時間に時差を設ける他、弁当を持参する等、協力を求める。

【備考】

1. 2020年3月27日 暫定版配布
本方針は、2020年3月27日開催の対策会議決定に基づく。今後、感染症の状況変化を踏まえ、適時、本方針の解除、延長、方針変更を行うものとする。
2. 2020年4月1日 更新版配布
一部を加筆・修正。